

議案第68号

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正の件

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「証明書をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第18条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書を利用して、窓口専用端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された本町が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条から第17条までを削除する規定は、令和7年7月1日から施行する。

説 明

令和7年度に導入を予定している窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等を規定するとともに、自動交付機での印鑑登録証明書交付申請等を令和7年6月30日に終了するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>第14条 削除</u></p>	<p><u>(専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</u> <u>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本町の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機に印鑑登録証及び暗証番号（暗証として入力された4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p>
<p><u>第15条 削除</u></p>	<p><u>(暗証番号の登録)</u> <u>第15条 前条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ本人自ら町長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。</u> <u>2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請の確認について準用する。この場合において同条中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号の登録」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の申請者」と読み替える。</u> <u>3 町長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。</u></p>
<p><u>第16条 削除</u></p>	<p><u>(暗証番号の変更)</u> <u>第16条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、その登録を受けた暗証番号（以下「登録暗証番号」という。）を変更しようとする</u></p>

改正案	現 行
<p>第17条 削除</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。<u>以下同じ。</u>）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p><u>（窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</u></p> <p>第18条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書を利用して、窓口専用端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された本町が設置する端末機で、各証明書</p>	<p><u>き、自ら町長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>（暗証番号の廃止）</u></p> <p>第17条 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするときは、町長に登録暗証番号の登録の廃止の申請をしなければならない。</p> <p>2 第3条第2項の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する申請をすることができないときについて準用する。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

改正案	現 行
<p><u>を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条から第17条までを削除する規定は、令和7年7月1日から施行する。</u></p>	

議案第69号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

人事院勧告に伴う特別職の給与の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の225</u> (2) 12月 <u>100分の225</u></p>

議案第70号

職員の給与に関する条例等中一部改正の件

職員の給与に関する条例等を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項各号を次のように改める。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第9条の3第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を、「運賃」の次に「又は料金(以下「運賃等」という。)」を、「職員(交通機関)の次に「等」を、「あつて、交通機関」の次に「等」を加え、同項第3号中「交通機関」の次に「等」を、「運賃」の次に「等」を加え、同条第2項第1号中「(以下この号において「運賃等相当額」という。)」を「(以下「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削る。

第9条の4第1項第3号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあるものを含む。) 」を加える。

第14条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条の5中「、第9条の4、第9条の5及び第17条」を「及び第9条の5」に改める。

別表第1並びに別表第2イ医療職給料表（2）及びウ医療職給料表（3）を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 161,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200
	2	162,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	163,700	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	164,800	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	165,900	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	167,000	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	168,100	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	169,200	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	170,300	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	171,400	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	172,500	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	173,600	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	174,700	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	175,800	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	176,900	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	178,000	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	179,100	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	180,200	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	181,300	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	182,400	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	183,500	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	184,600	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	185,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	186,900	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	188,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	189,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	191,300	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	192,900	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	194,500	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	196,200	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	197,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	199,400	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	201,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	202,700	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	204,400	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	206,100	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	207,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	209,000	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	210,600	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	212,100	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900

41	213,600	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	215,200	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	216,800	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	218,400	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	220,000	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	221,700	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	223,000	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	224,300	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	225,600	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	226,700	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	227,800	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	228,900	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	230,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	231,100	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	232,200	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	233,300	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	234,400	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	235,400	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	236,400	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	237,300	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	238,200	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	239,100	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	239,900	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	240,700	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	241,400	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	242,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	242,600	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	243,200	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	243,800	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	244,400	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	245,000	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	245,500	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	246,000	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	246,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	246,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	247,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	247,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	247,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	247,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	248,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	248,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	248,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	249,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	249,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	249,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

86	250,000	297,100	346,000			
87	250,300	297,400	346,400			
88	250,600	297,700	346,800			
89	250,900	298,000	347,000			
90	251,200	298,300	347,400			
91	251,500	298,600	347,800			
92	251,800	299,000	348,200			
93	252,100	299,200	348,400			
94	252,400	299,400	348,800			
95	252,700	299,700	349,200			
96	253,000	300,100	349,500			
97	253,300	300,300	349,800			
98	253,600	300,600	350,200			
99	253,900	301,000	350,600			
100	254,200	301,400	351,000			
101	254,500	301,600	351,500			
102	254,800	301,900	351,900			
103	255,100	302,200	352,300			
104	255,400	302,500	352,700			
105	255,700	302,700	353,200			
106	256,000	303,000	353,600			
107	256,300	303,300	353,900			
108	256,600	303,600	354,200			
109	256,900	303,800	354,700			
110	257,200	304,200				
111	257,500	304,600				
112	257,800	304,900				
113	258,100	305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条、第4条関係）

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 188,600	円 227,400	円 263,000	円 281,800	円 315,000	円 360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000

41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		

86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			
89		294,900	332,600	353,500			
90		295,100	332,800	353,800			
91		295,300	333,200	354,100			
92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				
110							
111							
112							
113							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	

86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				

131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第11条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「、第9条の4、第9条の5及び第17条」を「及び第9条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ医療職給料表(2)及びウ医療職給料表(3)の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸(同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第3条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附則別表号俸の切替表(附則第2条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43

56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新号俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43

56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ウ 医療職給料表（3）の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42

55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		

112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

説 明

人事院勧告に関する令和7年4月1日施行の給与制度改正に対応するため、本条例を改正しようとするものであります。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の給与に関する条例の一部改正) (扶養手当) 第8条 一略一 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p><u>3 扶養手当の月額</u>は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当) 第8条 一略一 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)</u> <u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> <u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p><u>3 扶養手当の月額</u>は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算し</p>

改正案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）</p>	<p>た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条の3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「<u>運賃等相当額</u>」という。）<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 一略一</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 一略一 (住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p>	<p><u>数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額 <u>(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 一略一 (住居手当)</p> <p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(3) 第9条の5第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)</u>が居住するための住宅(自己所有に属する住宅その他これに準ずるものとして規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額6,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>2と3 一略一 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の3 管理職員特別勤務手当は、前条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p>	<p>(3) 第9条の5第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(自己所有に属する住宅その他これに準ずるものとして規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額6,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>2と3 一略一 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の3 管理職員特別勤務手当は、前条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条及び第9条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、7,000円を超えない範囲内において規則で定める額 <u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の5 第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条、第9条の4、第9条の5及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

改 正 案								現 行							
別表第1(第3条関係) 行政職給料表								別表第1(第3条関係) 行政職給料表							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円	円	円	円	円	円
		161,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200			161,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	162,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900		2	162,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	163,700	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500		3	163,700	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	164,800	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100		4	164,800	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	165,900	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700		5	165,900	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	167,000	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500		6	167,000	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	168,100	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000		7	168,100	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	169,200	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600		8	169,200	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	170,300	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000		9	170,300	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	171,400	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600		10	171,400	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	172,500	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200		11	172,500	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	173,600	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700		12	173,600	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	174,700	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600		13	174,700	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	175,800	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500		14	175,800	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	176,900	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400		15	176,900	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	178,000	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200		16	178,000	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	179,100	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700		17	179,100	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	180,200	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500		18	180,200	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	181,300	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200		19	181,300	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	182,400	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800		20	182,400	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	183,500	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	21	183,500	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000		

改正案

現行

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	22	184,600	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	185,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	186,900	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	188,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	189,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	191,300	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	192,900	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	194,500	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	196,200	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	197,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	199,400	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	201,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	202,700	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	204,400	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	206,100	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	207,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	209,000	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	210,600	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	212,100	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	213,600	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	215,200	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	216,800	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	218,400	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	22	184,600	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	185,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	186,900	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	188,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	189,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	191,300	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	192,900	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	194,500	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	196,200	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	197,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	199,400	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	201,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	202,700	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
	35	204,400	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
	36	206,100	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
	37	207,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
	38	209,000	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
	39	210,600	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
	40	212,100	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
	41	213,600	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
	42	215,200	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
	43	216,800	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
	44	218,400	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000

改正案

現行

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	220,000	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	221,700	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	223,000	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	224,300	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	225,600	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	226,700	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	227,800	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	228,900	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	230,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	231,100	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	232,200	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	233,300	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	234,400	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	235,400	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	236,400	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	237,300	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	238,200	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	239,100	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	239,900	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	240,700	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	241,400	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	242,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	242,600	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	45	220,000	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
	46	221,700	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
	47	223,000	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
	48	224,300	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
	49	225,600	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
	50	226,700	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
	51	227,800	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
	52	228,900	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
	53	230,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
	54	231,100	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
	55	232,200	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
	56	233,300	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
	57	234,400	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
	58	235,400	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
	59	236,400	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
	60	237,300	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
	61	238,200	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
	62	239,100	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
	63	239,900	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
	64	240,700	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
	65	241,400	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
	66	242,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
	67	242,600	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200

改正案								現行							
別表第1(第3条関係) 行政職給料表								別表第1(第3条関係) 行政職給料表							
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	68	243,200	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		68	243,200	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
	69	243,800	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		69	243,800	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
	70	244,400	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		70	244,400	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
	71	245,000	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		71	245,000	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
	72	245,500	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		72	245,500	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
	73	246,000	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		73	246,000	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
	74	246,400	293,900	341,100	381,600	395,500			74	246,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
	75	246,700	294,300	341,500	382,100	395,800			75	246,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
	76	247,000	294,600	341,900	382,400	396,000			76	247,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
	77	247,300	294,800	342,300	382,800	396,200			77	247,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
	78	247,600	295,100	342,800	383,300	396,500			78	247,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
	79	247,900	295,300	343,300	383,700	396,800			79	247,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
	80	248,200	295,600	343,800	384,100	397,000			80	248,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
	81	248,500	295,800	344,100	384,500	397,200			81	248,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
	82	248,800	296,000	344,500	385,000	397,500			82	248,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
	83	249,100	296,300	344,900	385,400	397,800			83	249,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
	84	249,400	296,500	345,300	385,800	398,000			84	249,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
	85	249,700	296,800	345,600	386,100	398,200			85	249,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
	86	250,000	297,100	346,000					86	250,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
	87	250,300	297,400	346,400					87	250,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
	88	250,600	297,700	346,800					88	250,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
	89	250,900	298,000	347,000					89	250,900	298,000	345,600	384,500	397,200	

改正案

現行

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

別表第1(第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	90	251,200	298,300	347,400			
	91	251,500	298,600	347,800			
	92	251,800	299,000	348,200			
	93	252,100	299,200	348,400			
	94	252,400	299,400	348,800			
	95	252,700	299,700	349,200			
	96	253,000	300,100	349,500			
	97	253,300	300,300	349,800			
	98	253,600	300,600	350,200			
	99	253,900	301,000	350,600			
	100	254,200	301,400	351,000			
	101	254,500	301,600	351,500			
	102	254,800	301,900	351,900			
	103	255,100	302,200	352,300			
	104	255,400	302,500	352,700			
	105	255,700	302,700	353,200			
	106	256,000	303,000	353,600			
	107	256,300	303,300	353,900			
	108	256,600	303,600	354,200			
	109	256,900	303,800	354,700			
	110	257,200	304,200				
	111	257,500	304,600				
	112	257,800	304,900				

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	90	251,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
	91	251,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
	92	251,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
	93	252,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
	94	252,400	299,400	347,400			
	95	252,700	299,700	347,800			
	96	253,000	300,100	348,200			
	97	253,300	300,300	348,400			
	98	253,600	300,600	348,800			
	99	253,900	301,000	349,200			
	100	254,200	301,400	349,500			
	101	254,500	301,600	349,800			
	102	254,800	301,900	350,200			
	103	255,100	302,200	350,600			
	104	255,400	302,500	351,000			
	105	255,700	302,700	351,500			
	106	256,000	303,000	351,900			
	107	256,300	303,300	352,300			
	108	256,600	303,600	352,700			
	109	256,900	303,800	353,200			
	110	257,200	304,200	353,600			
	111	257,500	304,600	353,900			
	112	257,800	304,900	354,200			

改 正 案								現 行							
別表第1(第3条関係) 行政職給料表								別表第1(第3条関係) 行政職給料表							
職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	113	258,100	305,100						113	258,100	305,100	354,700			
	114		305,300						114		305,300				
	115		305,600						115		305,600				
	116		306,000						116		306,000				
	117		306,200						117		306,200				
	118		306,400						118		306,400				
	119		306,700						119		306,700				
	120		307,000						120		307,000				
	121		307,400						121		307,400				
	122		307,600						122		307,600				
	123		307,900						123		307,900				
	124		308,200						124		308,200				
	125		308,500						125		308,500				
	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額		基準 給料月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600
備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。								備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。							

改正案

別表第2(第3条、第4条関係)
イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円 188,600	円 227,400	円 263,000	円 281,800	円 315,000	円 360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800

現 行

別表第2(第3条、第4条関係)
イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円 188,600	円 227,400	円 258,500	円 278,600	円 303,500	円 341,100
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400

改正案

現行

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700

改正案

現 行

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500

改正案

現行

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	

改正案

現行

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		
	89		294,900	332,600	353,500		
	90		295,100	332,800	353,800		
	91		295,300	333,200	354,100		
	92		295,500	333,500	354,400		
	93		295,900	333,700	354,700		
	94		296,100	334,000	355,100		
	95		296,300	334,300	355,500		
	96		296,600	334,600	355,900		
	97		296,900	334,800	356,400		
	98		297,100	335,100	356,800		
	99		297,300	335,400	357,200		
	100		297,600	335,600	357,600		
	101		297,900	335,800	358,100		
	102		298,100	336,000			
	103		298,300	336,400			

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
	86		294,100	330,400	351,200		
	87		294,300	330,600	351,500		
	88		294,500	330,900	351,800		
	89		294,900	331,300	352,200		
	90		295,100	331,700	352,500		
	91		295,300	332,000	352,800		
	92		295,500	332,300	353,100		
	93		295,900	332,600	353,500		
	94		296,100	332,800	353,800		
	95		296,300	333,200	354,100		
	96		296,600	333,500	354,400		
	97		296,900	333,700	354,700		
	98		297,100	334,000	355,100		
	99		297,300	334,300	355,500		
	100		297,600	334,600	355,900		
	101		297,900	334,800	356,400		
	102		298,100	335,100	356,800		
	103		298,300	335,400	357,200		

改正案

現行

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	104		298,600	336,600			
	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
	110						
	111						
	112						
	113						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

別表第2(第3条、第4条関係)

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	円 207,700	円 240,600	円 277,600	円 293,000	円 310,300	円 342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200

改正案

現 行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		
	89	287,600	315,800	352,900	371,000		
	90	288,100	316,900	353,500	371,500		
	91	288,600	317,900	354,100	371,900		
	92	289,100	318,900	354,700	372,200		
	93	289,600	319,700	355,100	372,800		
	94	290,200	320,400	355,500	373,300		
	95	290,800	321,100	356,000	373,800		
	96	291,400	321,700	356,400	374,300		
	97	292,000	322,200	356,900	374,900		
	98	292,500	322,500	357,300	375,400		
	99	293,000	323,100	357,800	375,900		
	100	293,500	323,700	358,200	376,300		
	101	294,000	324,100	358,500	376,900		
	102	294,500	324,700	359,000	377,400		
	103	295,000	325,300	359,400	377,900		

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500	
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900	
	94	290,200	320,400	353,500	371,500		
	95	290,800	321,100	354,100	371,900		
	96	291,400	321,700	354,700	372,200		
	97	292,000	322,200	355,100	372,800		
	98	292,500	322,500	355,500	373,300		
	99	293,000	323,100	356,000	373,800		
	100	293,500	323,700	356,400	374,300		
	101	294,000	324,100	356,900	374,900		
	102	294,500	324,700	357,300	375,400		
	103	295,000	325,300	357,800	375,900		

改正案

現 行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	104	295,400	325,800	359,700	378,400		
	105	295,800	326,200	360,100	379,000		
	106	296,300	326,700	360,600	379,400		
	107	296,800	327,200	361,100	379,900		
	108	297,100	327,700	361,600	380,400		
	109	297,300	328,100	362,100	381,000		
	110	297,600	328,500	362,600			
	111	297,800	328,800	363,100			
	112	298,100	329,100	363,500			
	113	298,400	329,400	363,900			
	114	298,600	329,800	364,300			
	115	298,900	330,100	364,800			
	116	299,100	330,400	365,300			
	117	299,400	330,600	365,700			
	118	299,700	330,900	366,200			
	119	300,000	331,200	366,700			
	120	300,300	331,400	367,200			
	121	300,600	331,600	367,500			
	122	301,000	331,900				
	123	301,300	332,200				
	124	301,600	332,500				

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	104	295,400	325,800	358,200	376,300		
	105	295,800	326,200	358,500	376,900		
	106	296,300	326,700	359,000	377,400		
	107	296,800	327,200	359,400	377,900		
	108	297,100	327,700	359,700	378,400		
	109	297,300	328,100	360,100	379,000		
	110	297,600	328,500	360,600	379,400		
	111	297,800	328,800	361,100	379,900		
	112	298,100	329,100	361,600	380,400		
	113	298,400	329,400	362,100	381,000		
	114	298,600	329,800	362,600			
	115	298,900	330,100	363,100			
	116	299,100	330,400	363,500			
	117	299,400	330,600	363,900			
	118	299,700	330,900	364,300			
	119	300,000	331,200	364,800			
	120	300,300	331,400	365,300			
	121	300,600	331,600	365,700			
	122	301,000	331,900	366,200			
	123	301,300	332,200	366,700			
	124	301,600	332,500	367,200			

改正案

現 行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	125	301,800	332,700				
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	125	301,800	332,700	367,500			
	126	302,000	333,000				
	127	302,300	333,400				
	128	302,700	333,600				
	129	302,900	333,800				
	130	303,200	334,000				
	131	303,600	334,400				
	132	304,000	334,600				
	133	304,200	334,900				
	134	304,500	335,300				
	135	304,800	335,700				
	136	305,100	336,100				
	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					

改正案

現行

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

改正案	現 行
<p>(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>第11条 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>6 新給与条例第18条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短</p>	<p>附 則</p> <p>第11条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 一略一</p> <p>6 新給与条例第18条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短</p>

改正案	現 行
<p>時間勤務職員及び暫定再任用職員」する。</p> <p>7 新給与条例第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条及び<u>第9条の5</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 ー略ー</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>(号俸の切替え)</u></p> <p><u>第2条</u> 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ医療職給料表(2)及びウ医療職給料表(3)の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった者の切替日における号俸(同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。</p> <p><u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条</u> 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは</p>	<p>時間勤務職員及び暫定再任用職員」する。</p> <p>7 新給与条例第4条第1項から第7項まで、第8条、第9条、<u>第9条の4、第9条の5及び第17条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 ー略ー</p>

改正案	現 行
<u>「(5) 重度心身障害者(6) 配偶者(届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。</u>	

改正案

現 行

附則別表号俸の切替表(附則第2条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10

改正案

現 行

23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37

改正案					現 行				
50	46	42	42	38					
51	47	43	43	39					
52	48	44	44	40					
53	49	45	45	41					
54	50	46	46	42					
55	51	47	47	43					
56	52	48	48	44					
57	53	49	49	45					
58	54	50	50	46					
59	55	51	51	47					
60	56	52	52	48					
61	57	53	53	49					
62	58	54	54	50					
63	59	55	55	51					
64	60	56	56	52					
65	61	57	57	53					
66	62	58	58	54					
67	63	59	59	55					
68	64	60	60	56					
69	65	61	61	57					
70	66	62	62	58					
71	67	63	63	59					
72	68	64	64	60					
73	69	65	65	61					
74	70	66	66	62					
75	71	67	67	63					
76	72	68	68	64					

改正案					現 行
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

改正案

現 行

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10

改正案					現 行				
23	19	19	15	11					
24	20	20	16	12					
25	21	21	17	13					
26	22	22	18	14					
27	23	23	19	15					
28	24	24	20	16					
29	25	25	21	17					
30	26	26	22	18					
31	27	27	23	19					
32	28	28	24	20					
33	29	29	25	21					
34	30	30	26	22					
35	31	31	27	23					
36	32	32	28	24					
37	33	33	29	25					
38	34	34	30	26					
39	35	35	31	27					
40	36	36	32	28					
41	37	37	33	29					
42	38	38	34	30					
43	39	39	35	31					
44	40	40	36	32					
45	41	41	37	33					
46	42	42	38	34					
47	43	43	39	35					
48	44	44	40	36					
49	45	45	41	37					

改正案

現 行

50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	

改正案					現 行				
77	73	73	69						
78	74	74	70						
79	75	75	71						
80	76	76	72						
81	77	77	73						
82	78	78	74						
83	79	79	75						
84	80	80	76						
85	81	81	77						
86	82	82							
87	83	83							
88	84	84							
89	85	85							
90	86	86							
91	87	87							
92	88	88							
93	89	89							
94	90	90							
95	91	91							
96	92	92							
97	93	93							
98	94	94							
99	95	95							
100	96	96							
101	97	97							
102	98	98							
103	99	99							

改正案

現 行

104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

改正案

現 行

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸への切替表

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10

改正案					現 行				
23	19	19	15	11					
24	20	20	16	12					
25	21	21	17	13					
26	22	22	18	14					
27	23	23	19	15					
28	24	24	20	16					
29	25	25	21	17					
30	26	26	22	18					
31	27	27	23	19					
32	28	28	24	20					
33	29	29	25	21					
34	30	30	26	22					
35	31	31	27	23					
36	32	32	28	24					
37	33	33	29	25					
38	34	34	30	26					
39	35	35	31	27					
40	36	36	32	28					
41	37	37	33	29					
42	38	38	34	30					
43	39	39	35	31					
44	40	40	36	32					
45	41	41	37	33					
46	42	42	38	34					
47	43	43	39	35					
48	44	44	40	36					
49	45	45	41	37					

改正案					現 行				
50	46	46	42	38					
51	47	47	43	39					
52	48	48	44	40					
53	49	49	45	41					
54	50	50	46	42					
55	51	51	47	43					
56	52	52	48	44					
57	53	53	49	45					
58	54	54	50	46					
59	55	55	51	47					
60	56	56	52	48					
61	57	57	53	49					
62	58	58	54	50					
63	59	59	55	51					
64	60	60	56	52					
65	61	61	57	53					
66	62	62	58	54					
67	63	63	59	55					
68	64	64	60	56					
69	65	65	61	57					
70	66	66	62						
71	67	67	63						
72	68	68	64						
73	69	69	65						
74	70	70	66						
75	71	71	67						
76	72	72	68						

改正案					現 行				
77	73	73	69						
78	74	74	70						
79	75	75	71						
80	76	76	72						
81	77	77	73						
82	78	78	74						
83	79	79	75						
84	80	80	76						
85	81	81	77						
86	82	82	78						
87	83	83	79						
88	84	84	80						
89	85	85	81						
90	86	86	82						
91	87	87	83						
92	88	88	84						
93	89	89	85						
94	90	90							
95	91	91							
96	92	92							
97	93	93							
98	94	94							
99	95	95							
100	96	96							
101	97	97							
102	98	98							
103	99	99							

改正案

現 行

104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

職員の給与に関する条例中一部改正について (職員給与等の改定 (令和 7 年 4 月 1 日施行分))

1 改正趣旨

昨年 8 月の人事院勧告により閣議決定 (R6.11.29 決定) された内容を踏まえ、本町の給与を改正するもの。特に、令和 7 年度施行の改正は、これまでの社会情勢に適應する給与水準への引上げだけでなく、給料及び種々の手当にわたる包括的な給与整備を実施し、若年層を中心に、より職務及び職責を重視し、かつ、生活水準を向上するための改正を図るもの。

2 主な給与改正の内容

(1) 月例給 (職責重視の給与体系への見直し)

ア 主任級以上の職責から、各級の初号額を引き上げ、昇格時の上昇幅を拡大させる。

イ 行政職並びに医療職 (2) 及び (3) の全階級は、号俸切替表を基に決定する。

(※号俸を切り替えるだけで、給料額は変更なし。)

(2) 扶養手当

ア 少子化対策に対応するため、配偶者に係る手当を廃止し、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させる。

イ 2 年間で段階的に廃止する。

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	<u>3,000 円</u>	廃止
子 (1 人当たり)	10,000 円	<u>11,500 円</u>	<u>13,000 円</u>

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当 (6,500 円) は変更なし。

(3) 管理職員特別勤務手当

緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。

	現行	令和 7 年度
時間帯	<u>午前 0 時</u> ～午前 5 時	<u>午後 10 時</u> ～午前 5 時

(4) 暫定再任用職員等への手当支給の拡大

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し異動の円滑化に資する手当を新たに支給する。

ア 住居手当

イ 寒冷地手当

※ア及びイともに常勤職員と同額を支給する。

議案第 7 1 号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成 12 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表建築物に関する確認申請の項から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項までを次のように改める。

別表（第 2 条関係）

建築物に関する確認申請	<p>次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。</p> <p>ただし、当該建築物の計画に建築基準法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合、当該昇降機 1 基について建築設備に関する確認申請の項に掲げる金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合、一の建築物につき一戸建ての住宅の用途に供する建築物は 7,500 円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物は 30,000 円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>1 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 16,000 円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 10 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあつては、14,000 円）</p> <p>2 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 25,000 円（確認の特例の場合にあつては、21,000 円）</p> <p>3 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 38,000 円（確認の特例の場合にあつては、32,000 円）</p>
-------------	--

	円) 4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 51,000円 5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 82,000円
(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 イ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1	
建築設備に関する確認申請	建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 18,000円（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合は12,000円）とする。
工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合 一の工作物につき 17,000円（確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は12,000円）とする。
建築物に関する完了検査申請	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について建築設備に関する完了検査申請の項に掲げる金額を加算した金額とする。 1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 20,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）にあつては、15,000円）

	<p>2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 24,000円（検査の特例の場合にあっては、18,000円）</p> <p>3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 32,000円（検査の特例の場合にあっては、22,000円）</p> <p>4 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円</p> <p>5 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 68,000円</p>
<p>（摘要）</p> <p>床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>	
建築設備に関する完了検査申請	1件につき 18,000円
工作物に関する完了検査申請	1件につき 14,000円
仮使用認定申請	1件につき 130,000円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請	1件につき 70,000円
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請	1件につき 70,000円
道路位置指定申請	1件につき 37,500円
長期優良住宅建築等計画認定申請	1 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端

	<p>数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 58,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては、19,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 130,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、31,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 206,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、48,000円)</p> <p>2 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のも 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、69,000円)</p>
<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請</p>	<p>次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 85,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、26,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 193,000円 (長期</p>

	<p>使用構造等確認を受けた場合にあっては、44,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 307,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、69,000円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>長期優良住宅建築等計画 変更認定申請</p>	<p>1 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合 1,000円</p> <p>2 当該申請が住宅の新築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 34,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等の変更がない場合 (以下この項及び次項において「長期使用構造等確認を受けた場合等」という。)) にあっては、15,000円)</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 74,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、24,000円)</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもの 117,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合等にあっては、38,000円)</p> <p>3 当該申請が住宅の増築又は改築に係るものである場合 (1に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額 (この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</p>

	<p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもので 174,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円）</p>
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	<p>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第3条各号に掲げる事項の変更のみの場合 1,000円</p> <p>2 その他の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 住宅の戸数が1戸のもの 49,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、20,000円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 109,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、34,000円）</p> <p>(3) 住宅の戸数が6戸以上のもので 174,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等にあつては、55,000円）</p>
<p>(摘要)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請	1戸につき 1,800円
長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請	1戸につき 1,800円
低炭素建築物新築等計画	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに

<p>認定申請</p>	<p>限る。(2)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下この項以降において「評価機関審査」という。)を受けた場合にあつては、9,100円)</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 44,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項以降において「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合(3に掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 85,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 118,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、129,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る</p>
-------------	--

	<p>認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額)</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 44,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 62,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、60,600円(評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項以降において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、14,700円)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 118,000円</p>
--	---

	(判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)
(摘要)	<p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の1及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の2及び4又は3及び4に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>
低炭素建築物新築等計画 変更認定申請	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、9,100円）</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 26,600円</p> <p>(2) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 16,800円</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3及び4において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 49,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p>

	<p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分については、70,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 29,300円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>イ 住宅の戸数が6戸以上のもの 42,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、35,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 152,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</p>
--	--

<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の2及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の3及び5又は4及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請の項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,600円</p> <p>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 29,300円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 32,400円</p>

	<p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 78,300円</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 58,100円</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 257,000円</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 98,800円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請</p>	<p>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円</p> <p>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 44,900円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 34,800円</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する</p>
--	--

	<p>場合 54,900円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請</p>	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を公布する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(1)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(2)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 前項の2(1)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第</p>

	<p>2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 前項の2(2)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(1)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(2)に掲げる当該手数料の金額</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 前項の3(3)に掲げる当該手数料の金額</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請</p>	<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円</p>

	<p>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 30,600円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 33,700円</p> <p>(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,600円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2、3及び4において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3及び4に掲げるに掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 131,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）</p>
--	---

	<p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、79,700円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>3 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもので 98,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもので 66,500円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、39,200円（評価機関</p>
--	--

	<p>審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。) の全体の認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の1及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。) の全体の認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の2及び5、3及び5又は4及び5に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請</p>	<p>1 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき 1,000円</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。) の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該</p>

	<p>申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円</p> <p>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 20,600円</p> <p>(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,800円</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3、4及び5において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（4及び5に掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める</p>
--	---

	<p>金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 78,100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</p> <p>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</p> <p>5 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 25,400円（評価</p>
--	---

	<p>機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>イ 住宅の戸数が5戸以上のもの 45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)</p> <p>(2) 当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外については、25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>6 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 135,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</p>
--	--

(摘要)

ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。) の全体の変更認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の2及び6に規定する金額を合計した金額とする。

イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。) の全体の変更認定を申請する場合は、この項の徴収金額の欄の3及び6、4及び6又は5及び6に規定する金額を合計した金額とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

別表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法に係る手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料を徴収するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
○芽室町手数料徴収条例 別表（第2条関係）		○芽室町手数料徴収条例 別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
—略—		—略—	
建築物に関する確認申請	次に掲げる当該申請又は通知（以下この項において「申請等」という。）に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。 ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合、当該昇降機1基について建築設備に関する確認申請の項に掲げる金額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合、一の建	建築物に関する確認申請	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは 8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは 13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは 19,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは 25,000円、500平方メートルを超えるときは 41,000円とする。

改正案	現 行	
<p>建築物につき一戸建ての住宅の用途に供する建築物は7,500円、共同住宅又は長屋の用途に供する建築物は30,000円をそれぞれ加算した額とする。</p> <p>1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 16,000円（当該申請等に係る建築物が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあっては、14,000円）</p> <p>2 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円（確認の特例の場合にあっては、21,000円）</p> <p>3 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>		

改正案		現 行	
	<p><u>38,000円（確認の特例の場合にあっては、32,000円）</u></p> <p>4 <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> 51,000円</p> <p>5 <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 82,000円</p>		
<p>(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 アとイ ー略ー ウ 建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u>（エに掲げる場合を除く。） 当該<u>移転、修繕又は模様替</u>に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>		<p>(摘要) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じた床面積について算定する。 アとイ ー略ー ウ 建築物を<u>移転する場合</u>（エに掲げる場合を除く。） 当該<u>移転</u>に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転する場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>	
<p><u>建築設備に関する確認申請</u></p>	<p><u>建築設備を設置する場合 一の建築設備につき 18,000円（確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置</u></p>	<p>(新設)</p>	

改正案		現 行	
	する場合は12,000円) とする。		
工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合 <u>一の工作物につき17,000円</u> (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は12,000円) とする。	工作物に関する確認申請	工作物を築造する場合は <u>13,000円</u> (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は <u>8,000円</u>) とする。
建築物に関する完了検査申請	次に掲げる当該申請又は通知 (以下この項において「申請等」という。) に係る建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額。ただし、当該建築物の計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては当該昇降機1基について建築設備に関する完了検査申請の項に掲げる金額を加算した金額とする。 1 床面積の合計が30平方メートル以内のもの <u>20,000円</u> (当該申請等に係る建築物が建築基準法	建築物に関する完了検査申請	<u>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは 13,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは 16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは 20,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは 26,000円、500平方メートルを超えるときは 41,000円とする。</u>

改正案		現 行	
	<p><u>施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物である場合（以下この項において「検査の特例の場合」という。）</u> <u>にあつては、15,000円）</u></p> <p>2 <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> <u>24,000円（検査の特例の場合にあつては、18,000円）</u></p> <p>3 <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> <u>32,000円（検査の特例の場合にあつては、22,000円）</u></p> <p>4 <u>床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</u> <u>42,000円</u></p> <p>5 <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>68,000円</u></p>		
(摘要)		(摘要)	

改正案		現 行	
床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を <u>移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合</u> にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を <u>移転した場合</u> にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。	
<u>建築設備に関する完了検査申請</u>	1件につき <u>18,000円</u>	(新設)	
工作物に関する完了検査申請	1件につき <u>14,000円</u>	工作物に関する完了検査申請	1件につき <u>12,000円</u>
<u>仮使用認定申請</u>	1件につき <u>130,000円</u>	(新設)	
<u>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請</u>	1件につき <u>70,000円</u>	(新設)	
<u>既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請</u>	1件につき <u>70,000円</u>	(新設)	
<u>道路位置指定申請</u>	—略—	<u>道路位置指定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅建築等計画認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅維持保全計画認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</u>	—略—
(摘要) —略—		(摘要) —略—	
<u>長期優良住宅建築等計画</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画変</u>	—略—

改正案		現 行	
<u>変更認定申請</u>		<u>更認定申請手数料</u>	
<u>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</u>	—略—
(摘要) —略—		(摘要) —略—	
<u>譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請</u>	—略—	<u>譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	—略—
<u>長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請</u>	—略—	<u>長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料</u>	—略—
<u>低炭素建築物新築等計画認定申請</u>	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項以降において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,100円）	<u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u>	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（2）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、9,100円）

改正案	現 行
<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>以下この項以降において「基準省令」という。</u>）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さな</p>	<p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>以下「基準省令」という。</u>）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 25,200円</p> <p>2 共同住宅等（<u>共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。</u>）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2及び3において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に</p>

改正案		現 行	
	<p>い建築物にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下この項以降において「判定機関審査」という。)を</u></p>		<p>定める金額に(2)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) ー略ー</p> <p>3 ー略ー</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53</u></p>

改正案		現 行	
	<p><u>受けた場合にあつては、 14,700円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の</p>		<p><u>号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査（以下「判定機関審査」という。）を受けた場合にあつては、 14,700円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、 23,000円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法（建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の</p>

改正案		現 行	
	<p>効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>次項</u>徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき118,000円(判定機関審査を受けた場合</u> <u>あつては、14,700円)</u></p>		<p>効率性その他の性能を計算する方法をいう。<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項</u>徴収金額の欄5(2)において同じ。)で計算して認定を申請する場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 118,000円(判定機関審査を受けた場合あつては、14,700円)</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 147,000円(判定機関審査を受けた場合あつては、23,000円)</u></p>
(摘要) ー略ー		(摘要) ー略ー	
<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請</u>	<p>1～4 ー略ー 5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非</p>	<u>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</u>	<p>1～4 ー略ー 5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非</p>

改正案		現 行	
	<p>住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき 152,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,700円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認</p>		<p>住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 152,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>14,700円</u>)</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 190,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあつては、<u>23,000円</u>)</p> <p>(2) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 <u>次に</u></p>

改正案		現 行	
	<p>定を申請する場合 <u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</u></p>		<p><u>掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 66,900円（判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円）</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 85,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）</u></p>
(摘要) 一略一		(摘要) 一略一	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
	<p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請の項において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 39,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるも</p>		

改正案		現 行	
	<p>の 43,600円</p> <p>(2) <u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>ア <u>床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 29,300円</p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> の 32,400円</p> <p>2 <u>共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及</u></p>		

改正案		現 行	
	<p><u>びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 78,300円</p> <p><u>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びびロ(2)又は同号イ(2)及びびロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 58,100円</p> <p><u>3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>257,000円</u></p>		<p>(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>98,800円</u></p>		<p><u>築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u> <u>(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(2)並びに2(1)及び(2)において同じ。)</u> <u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円</u> (2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 <u>11,000円</u></p>		<p><u>れ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 125,000円</u> (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</u> 2 <u>変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> (1) <u>当該計画に係る建築</u></p>

改正案		現 行	
			<p>物について<u>基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 134,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 170,000円</p> <p>(2) <u>当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合</u> 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300</p>

改正案		現 行	
			<p><u>平方メートル以内のもの 54,900円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</u></p>
<p>(摘要)</p> <p><u>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に</u></p>			

改正案

現 行

供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。

建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請

変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(新設)

改正案		現 行	
	<p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 22,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,800円</p> <p>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 17,700円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,200円</p> <p>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場</p>		

改正案

現 行

合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合
44,900円

(2) 該当計画に係る建築物について、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合
34,800円

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合

改正案		現 行	
	<p>している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 134,000円</p> <p>(2) 該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 54,900円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 11,000円</p>		
<p>(摘要)</p> <p>ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。</p>			
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件に	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明	軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件に

改正案		現 行	
<p><u>証明書交付申請</u></p>	<p>つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を公布する場合 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合</u> <u>次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項の1(1)ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</u></p> <p>(2) <u>該当計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合してい</u></p>	<p><u>書交付手数料</u></p>	<p>つき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案

現 行

る旨の判定を受けていた
場合 次に掲げる当該計
画に係る1棟の建築物の
住宅部分の床面積の合計
について、前項の1(2)
ア及びイに掲げる区分に
応じ、それぞれ当該手数
料の金額

2 共同住宅の用途に供する
一の建築物を単位として書
面を交付する場合 次に掲
げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金額

(1) 該当計画に係る建築
物について基準省令第1
条第1項第2号イ(1)及
びロ(1)に適合している
旨の判定を受けていた場
合 前項の2(1)に掲げ
る当該手数料の金額

(2) 該当計画に係る建築
物について基準省令第1
条第1項第2号イ(1)及
びロ(2)又は同号イ(2)
及びロ(1)に適合してい
る旨の判定を受けていた

改正案

現 行

場合 前項の2(2)に掲げる当該手数料の金額
3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 前項の3(1)に掲げる当該手数料の金額
(2) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条

1 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計について、前項の2(1)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額
 2 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1

改正案		現 行	
	<p>第1項第1号口に適合している旨の判定を受けていた場合 <u>前項の3(2)に掲げる当該手数料の金額</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 前項の3(3)に掲げる当該手数料の金額</u></p>		<p>項第1号口に適合している旨の判定を受けていた場合 <u>当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(2)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</u></p> <p><u>3 1及び2に掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項の2(3)アからイまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</u></p>
<p><u>(摘要)</u></p> <p><u>ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収金額の欄の1及び3に規定する金額を合計した金額とする。</u></p> <p><u>イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の徴収</u></p>			

改正案

現 行

金額の欄の2及び3に規定する金額を合計した金額とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

- 1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)、(2)及び(3)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）
- (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
アとイ ー略ー
- (2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

- 1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(1)及び(2)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）
- (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
アとイ ー略ー

改正案		現 行	
	<p><u>宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> <u>30,600円</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> <u>33,700円</u></p> <p><u>(3)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ 一略一</p> <p>2 共同住宅等の用途に供す</p>		<p><u>(2)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア及びイ 一略一</p> <p>2 共同住宅等の用途に供す</p>

改正案	現 行
<p>る建築物又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2、<u>3及び4</u>において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 (<u>3及び4に掲げる場合を除く。</u>) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の<u>戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、79,700円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)を加えた金額</u> (住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>) (1)と(2) -略-</p> <p><u>3 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請す</u></p>	<p>る建築物又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。以下2<u>及び3</u>において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 (<u>3に掲げる場合を除く。</u>) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額</u> (住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(1)に定める金額) (1)と(2) -略-</p>

改正案		現 行	
	<p><u>る場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 59,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 98,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u></p> <p>4 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係</p>		<p>3 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係</p>

改正案		現 行	
	<p>る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、<u>39,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>） （1）と（2）－略－</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>259,000円（判定機</u></p>		<p>る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>（1）に定める金額に（2）に定める金額を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、<u>（1）に定める金額</u>） （1）と（2）－略－</p> <p>4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1） 基準省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床</p>

改正案		現 行	
	<p><u>関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>100,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p>		<p><u>面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 259,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 324,000円(判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円)</u></p> <p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300</u></p>

改正案		現 行	
			<p>平方メートル以内のもの の 100,000円 (判定 機関審査を受けた場合 にあつては、12,200円)</p> <p>イ 床面積の合計が300 平方メートルを超える もの 126,000円 (判 定機関審査を受けた場 合にあつては、20,100円)</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。)の 全体の認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄 の1及び5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。)の 全体の認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄 の2及び5、3及び5又は4及び5</u>に規定する金額を 合計した金額とする。</p> <p>ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第30条第2項</u>の規定による申出をする場合にあつて</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る。)の 全体の認定を申請する場合は、この項の1及び<u>4</u>に規 定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。)の 全体の認定を申請する場合は、この項の2及び<u>4又は 3及び4</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>ウ <u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条 第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつ ては、同項に規定する申請建築物 (以下この項及び次 項において「申請建築物」という。)及び同条第3項 に規定する他の建築物 (次項において「他の建築物」 という。)のそれぞれについてこの項の規定により算 定した金額を合計した金額とする。</u></p> <p>エ <u>法第35条第2項</u>の規定による申出をする場合にあつ ては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申</p>	

改正案		現 行	
<p>は、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>		<p>請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。<u>(1)</u>、<u>(2)</u>及び<u>(3)</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) <u>(2)</u>及び<u>(3)</u>に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ ー略ー</p> <p><u>(2) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円）</p> <p>(1) <u>(2)</u>に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>アとイ ー略ー</p>

改正案		現 行	
	<p><u>適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u> 19,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u> 20,600円</p> <p><u>(3)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>		<p><u>(2)</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

改正案		現 行	
	<p>アとイ ー略ー</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3、<u>4及び5</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（<u>4及び5に掲げる場合</u>を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の<u>戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、46,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>それぞれ次に定める金額</u>）</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>4 <u>基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する</u></p>		<p>アとイ ー略ー</p> <p>3 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下3<u>及び4</u>において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（<u>4に掲げる場合</u>を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、<u>(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額</u>（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、<u>(1)に定める金額</u>）</p> <p>(1)と(2) ー略ー</p>

改正案		現 行	
	<p><u>建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</u></p> <p><u>(1) 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</u> <u>36,200円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）</u></p> <p><u>(2) 住宅の戸数が5戸以上のもの 62,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円）</u></p> <p><u>5</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物</p>		<p><u>4</u> 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物</p>

改正案		現 行	
	<p>の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、25,400円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円）を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、それぞれ次に定める金額）</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>6 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1</p>		<p>の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(1)に定める金額に(2)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(1)に定める金額）</p> <p>(1)と(2) 一略一</p> <p>5 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申</p>

改正案		現 行	
	<p>棟の建築物又は複合建築物につき <u>135,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>		<p>請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 135,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 172,000円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</p>
	<p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物につき <u>56,200円</u> (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</p>		<p>(2) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 <u>次に掲げる</u>当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の<u>非住宅部分の床面積の合計の区分</u>に応じ、それぞれ次に定</p>

改正案		現 行	
			<p><u>める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 73,600円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)</u></p> <p><u>6</u> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項（摘要欄ウ及びエを除く。）の規定の例により算定した金額</p>
<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の2及び6</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の<u>徴収金額の欄の3及び6、4及び6又は5及び6</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p>		<p>(摘要)</p> <p>ア 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の2及び<u>5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>イ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定を申請する場合は、この項の3及び<u>5</u>又は<u>4及び5</u>に規定する金額を合計した金額とする。</p>	

改正案

現 行

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

ウ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。
 エ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請の項の規定により算定した金額を加算した金額とする。

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

1 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (1) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 ア 床面積の合計が200

改正案		現 行	
			<p><u>平方メートル以内のもの 39,000円（評価機 関審査を受けた場合に あつては、5,600円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200 平方メートルを超える もの 43,600円（評価 機関審査を受けた場合 にあつては、5,600円）</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築 物について基準省令第1 条第1項第2号イ(2)及 びロ(2)に適合している 旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係 る1棟の建築物の床面積 の合計の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が200 平方メートル以内のも の 20,300円（評価機 関審査を受けた場合に あつては、5,600円）</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200 平方メートルを超える もの 21,800円（評価</u></p>

改正案

現 行

改正案	現 行
	<p> <u>機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600円)</u> <u>2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> </p>

改正案

現 行

			<p>(1) 当該申請に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)</u>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 78,300円(評価機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 130,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円)</u></p> <p>(2) 当該申請に係る建築物について<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及</u></p>
--	--	--	---

改正案

現 行

改正案	現 行
	<p><u>びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(基準省令第5条第3項第2号に掲げる住宅にあっては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)</u>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 37,800円(評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 65,200円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,900円)</u></p> <p><u>(3) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びびロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係</u></p>

改正案

現 行

			<p>る1棟の建築物の床面積 <u>(当該建築物の共用部分 の床面積を除く。)</u>の合 <u>計の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</u> <u>ア 床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以内のも の 37,500円(評価機 関審査を受けた場合に あっては、10,900円)</u> <u>イ 床面積の合計が300</u> <u>平方メートルを超える もの 64,600円(評価 機関審査を受けた場合 にあっては、22,900円)</u> <u>3 住宅以外の用途に供する</u> <u>一の建築物を単位として認 定を申請する場合 次に掲 げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 当該申請に係る建築 物について基準省令第1 条第1項第1号イに適合 している旨の認定を申請 する場合 次に掲げる当 該申請に係る1棟の建築</u></p>
--	--	--	--

改正案

現 行

			<p><u>物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 257,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、10,900円)</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 322,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)</u></p> <p><u>(2) 当該申請に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号口に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p><u>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 98,800円 (判定機関審査を受けた場合に</u></p>
--	--	--	---

改正案		現 行	
			あつては、10,900円) イ 床面積の合計が300 平方メートルを超える もの 125,000円 (判 定機関審査を受けた場 合にあつては、18,700円)
		(摘要)	
		ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び 共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物 を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分 につきこの項の1及び3に規定する金額を合計した金 額とする。	
		イ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に 供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申 請する場合は、それぞれの部分につきこの項の2及び 3に規定する金額を合計した金額とする。	
—略—		—略—	
附 則			
この条例は、令和7年4月1日から施行する。			

建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改定(案)について

1 手数料改定の理由

芽室町は、平成7年4月1日より建築基準法第97条の2の規定による建築主事を置き、限定特定行政庁として一定規模の建築物について建築基準法及びその他関係法令に基づく審査業務等を行っています。

今回の手数料改定は、令和7年4月1日から『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)』及び『建築基準法』が改正施行されることにより、限定特定行政庁として行う業務範囲(審査対象となる建築物の規模・審査内容)が変更になることから、対応する事務の手数料を改定しようとするものです。

2 審査区分の改正内容 ※芽室町審査分のみ

法改正により、現行の4号建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建物)については、特例として一部審査を省略することが可能でしたが、法改正により4号建築物が廃止され、特例が適用される建築物の範囲が縮小となりました。

これにより、4号建築物では審査対象外となっていた項目についても、建築物の規模によっては審査等が必要となります。

また、令和7年4月1日以降に新築・増改築に着手する建築物は、原則、省エネ基準への適合が義務付けられるため、省エネに関する審査業務が新たに追加されます。
※省エネ基準に適合しない場合は、着工や使用開始が出来ない場合があります。

	現 行	改正後 令和7年4月1日～	
	旧4号建築物	新2号建築物	新3号建築物
対象となる建築物	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積が500㎡以下 ・高さ13m以下/軒の高さ9m以下 (木造以外) ・平屋 ・延べ面積200㎡以下	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積 200㎡超300㎡以下 ・高さ16m以下	・平屋 ・延べ面積200㎡以下
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他 単体規定	△ 一部審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準	—	○ 審査する	○ 審査する
審査対象地域	都市計画区域内	すべての区域	都市計画区域内
審査期間	7日以内	35日以内	7日以内

3 手数料の改定内容

手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持費等を勘案しており、北海道や近隣市町村と近似の金額になるよう設定しています。

①【建築物の確認申請・完了検査等に係る手数料について】

建築確認申請と完了検査において、現行法では木造建築物500㎡までの審査や検査を行っていましたが、法改正により300㎡に規模が縮小されたことにより、手数料区分を変更しております。

なお、新たに追加となる項目は、建築設備に関する確認申請手数料、完了検査手数料、仮使用認定申請手数料、既存建築物の大規模修繕又は大規模の模様替えに係る接道制限適用除外範囲認定申請及び道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料が追加されます。

②【省エネ性能の適合判定に係る手数料について】

現行では、住宅以外の建築物を建築物省エネ法に適合させる必要がありましたが、法改正により住宅及び共同住宅も建築物省エネ法に適合させる必要があるため、住宅の審査に関する項目が追加されております。

なお、現行では建築物エネルギー消費性能適合判定申請の項目に変更申請手数料が記載されておりましたが、新たに変更申請の項目を頭出ししております。

また、審査規模が縮小されたことから、住宅以外の300㎡を超える手数料を削除しております。

③【省エネ性能の向上計画に係る手数料について】

住宅と共同住宅において、「仕様・計算併用法」が新たな計算方法として手数料の項目に追加されています。また、審査規模が縮小されたことから、住宅以外の300㎡を超える手数料を削除しております。

4 施行期日

令和7年4月1日

※ 参考 【法改正による項目等の削除をするもの】

手数料を徴収する事務	削除内容
低炭素建築物新築等計画認定申請	限定特定行政庁の審査範囲の見直しにより、 延べ面積300㎡超に係る部分のみ削除
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第41条の廃止に伴い削除

議案第72号

芽室町奨学金貸付条例中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例

芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）」を「学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）」に、「居住している」を「住所を有している」に改める。

第4条第1項中「連帯保証人2人を定めて」を削り、同条第2項を削る。

第15条を第17条とする。

第14条第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（奨学金の償還支援）

第16条 町長は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降、芽室町内に連続して2年以上居住しているときは、助成金を交付し、償還を支援することができる。

2 前項の助成金の交付については、規則で定める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項を次のように改める。

町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

第11条第2項を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第3項中「毎年12月1日から12月21日までの間に」を「半年賦をもって、次の各号に掲げる納期までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、全額又は一部を一時に返還することができる。

(1) 第1期 9月30日

(2) 第2期 2月28日（ただし、閏年は29日）

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第3項中「第1項」を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を2人定めなければならない。

2 前項の連帯保証人は、第1号を満たす者を1人及び第2号を満たす者を1人とする。

(1) 申請者の保護者

(2) 次の条件をすべて満たす者

ア 申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者

イ 市町村民税（特別区税を含む。）の課税対象であり、償還能力が認められる者

3 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の償還の債務を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

民法改正による成年年齢の引き下げに伴い関連する表記を改め、本町に定住した場合の償還免除要件を削除し、若者定住促進を目的とした奨学金償還支援を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>学生の保護者(学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。)</u>が芽室町内に住所を有していること。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者(以下これらの者を「保護者」という。)</u>が芽室町内に居住していること。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>連帯保証人2人を定めて規則で定める書類を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の連帯保証人は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者とする。ただし、申請者が未成年の場合は、第1号を満たす者及び第2号を満たす者を1人ずつ連帯保証人としなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の保護者</u></p> <p>(2) <u>次の条件をすべて満たす者</u></p> <p>ア <u>申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者</u></p> <p>イ <u>市町村民税(特別区税を含む。)の課税対象であり、償還能力があると認められる者</u></p>

改正案	現 行
<p><u>(連帯保証人)</u></p> <p><u>第5条 申請者は、連帯保証人を2人定めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の連帯保証人は、第1号を満たす者を1人及び第2号を満たす者を1人とする。</u></p> <p><u>(1) 申請者の保護者</u></p> <p><u>(2) 次の条件をすべて満たす者</u></p> <p><u>ア 申請者及び他の連帯保証人と生計を別にしてしている者</u></p> <p><u>イ 市町村民税（特別区税を含む。）の課税対象であり、償還能力が認められる者</u></p> <p><u>3 前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の償還の債務を負担しなければならない。</u></p> <p>(貸付決定及び通知)</p> <p>第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>(貸付けに係る届出)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学生は、第4条の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 一略一</p>	<p>(貸付決定及び通知)</p> <p>第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>(貸付けに係る届出)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学生は、第4条第1項の規定により提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>4 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(貸付決定の取消し及び変更)</p> <p>第8条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(取消し又は変更の通知)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学金の償還方法は、据置期間を除く10年の償還期間において奨学金を均等分割した金額(1,000円単位とし端数が生じた場合は、端数分を初年度に加算する。)を<u>半年賦をもって、次の各号に掲げる納期までに償還するものとする。ただし、全額又は一部を一時に返還することができる。</u></p> <p>(1) <u>第1期 9月30日</u></p> <p>(2) <u>第2期 2月28日(ただし、閏年は29日)</u></p> <p>4 一略一</p> <p>(償還の延長)</p> <p>第11条 一略一</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、<u>その償還の全部又は一</u></p>	<p>(貸付決定の取消し及び変更)</p> <p>第7条 町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による貸付けの決定を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>(1)～(8) 一略一</p> <p>(取消し又は変更の通知)</p> <p>第8条 一略一</p> <p>(奨学金の利子及び償還方法)</p> <p>第9条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 奨学金の償還方法は、据置期間を除く10年の償還期間において奨学金を均等分割した金額(1,000円単位とし端数が生じた場合は、端数分を初年度に加算する。)を<u>毎年12月1日から12月21日までの間に償還するものとする。</u></p> <p>4 一略一</p> <p>(償還の延長)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、<u>償還の一部を免除することができる。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>部を免除することができる。</u></p> <p>(償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第13条 一略一 (償還の延長又は免除の決定及び通知)</p> <p>第14条 一略一 (奨学金の繰上げ償還)</p> <p>第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。</p> <p>(1) 第8条の規定により貸付けの決定を取り消し、又は変更したとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(<u>奨学金の償還支援</u>)</p> <p>第16条 <u>町長は、奨学生が高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降、芽室町内に連続して2年以上居住しているときは、助成金</u></p>	<p>(1) <u>高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。</u></p> <p>(2) <u>償還免除決定時に芽室町内に居住していること。</u></p> <p>(3) <u>町民税の課税対象であること。</u></p> <p>(4) <u>町税及び国民健康保険税を完納していること。</u></p> <p>(5) <u>当該年度までに償還の遅延がないこと。</u></p> <p>2 <u>町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第12条 一略一 (償還の延長又は免除の決定及び通知)</p> <p>第13条 一略一 (奨学金の繰上げ償還)</p> <p>第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた奨学金の全部又は一部を繰上げ償還させることができる。</p> <p>(1) 第7条の規定により貸付けの決定を取り消し、又は変更したとき。</p> <p>(2) 一略一</p>

改正案	現 行
<p><u>を交付し、償還を支援することができる。</u></p> <p><u>2 前項の助成金の交付については、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 一略一</p>

議案第73号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の6に次の1項を加える。

- 5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公募設置管理制度（P a r k - P F I）を活用するに当たり、条例の規定を整備するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第1条の6 ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p> <p><u>5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第1条の6 ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p>